

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
させばパール・シー株式会社行動計画

社員がその能力を發揮して仕事と生活の調和を図り、また、女性が活躍出来る働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～2026年 3月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：全社員が所定外労働時間を月平均15時間未満とする。

<対策>

- 2024年 4月～ トップの明確なメッセージ発信
- 2024年 4月～ 管理監督者による率先定時退社、所属員への定時退社勧奨
- 2024年 7月～ 管理監督者及び社員を対象とした意識改革のための研修実施
- 2024年 7月～ 各所属において所定外労働の原因分析、対策検討、定例報告と総務部による助言

目標2：全社員が年次有給休暇取得率〔1年間に実際に取得した日数/新規付与日数（繰越日数を除く）〕を70%以上とする。

<対策>

- 2024年 4月～ トップの明確なメッセージ発信
- 2024年 4月～ 管理監督者による率先取得、所属員への取得勧奨
- 2024年 4月～ チームによる業務実施の推進（取得しやすい環境づくり）
- 2024年 4月～ 「プラスワン・ツー・スリー休暇」の推進
（公休に年次有給休暇を組み合わせて連続休暇を取得）
- 2024年 7月～ 管理監督者及び社員を対象とした意識改革のための研修実施
- 2024年 7月～ 各所属において取得状況管理強化と総務部による助言

目標3：従業員にとって快適な職場環境を整備（休憩室・男女別休養室の設置）する。

<対策>

- 2024年 7月～ 整備計画の検討
- 2025年 1月～ 整備計画を作成
- 2025年10月～ 休憩室・男女別休養室の設置